

第5章 耐震改修促進計画

1 耐震改修促進計画について

(1) 計画の背景・目的

本市区域は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されるなど、大規模地震の発生が危惧される中で、地震による死者や経済被害を減らす対策として、住宅や建築物を耐震化し、倒壊等の被害を防止することが重要です。そのためには、住宅・建築物の所有者等が耐震性を的確に把握するとともに必要に応じて耐震改修等を行い、耐震化を進める必要があります。

国は、計画的な耐震化の推進、建築物に対する指導の強化及び耐震化に係る支援措置の拡充を行い、建築物の耐震改修を緊急に促進するため、2005年（平成17年）11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）を改正し、市町村による耐震改修促進計画の策定を努力義務化するとともに、計画的な耐震化の促進を図りました。

愛知県においては、2006年度の「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築耐震プラン2015）」の策定をはじめ、2026年3月に「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築減災プラン2035）」（以下「県計画」という。）を新たに策定しました。

本市においては、2008年3月に「春日井市耐震改修促進計画（以下、この章において「本計画」という。）」を策定し、2013年3月及び2021年3月に計画を改定し、住宅及び建築物の耐震化の促進に取り組んできたところです。

前回改定から5年が経過したことから、耐震化の目標の達成状況や目標達成のために行う施策の実施状況を検証しながら、県計画等の内容を踏まえた改定をするとともに、住生活基本計画に包含することで、他の関連計画と連携した一体的な住まい・住環境の向上に向けた施策を推進します。

■南海トラフ地震想定震源域



出典：気象庁南海トラフ地震リーフレット

本市における南海トラフ地震被害予測〔理論上最大想定モデル〕

項目		被害予測		項目	被害予測
建物被害	全壊・全焼棟数	揺れ	約300棟	大	1.1%
		液状化	約20棟	中	2.2%
		火災	約500棟	小	3.2%
人的被害	死者数	建物倒壊等	約10人	なし	18.3%
		火災	約20人	対象層なし	3.2%
				計算対象外	72.0%

出典：2014年5月「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」

2 対象建築物及び耐震化の現状

(1) 対象建築物

本計画では、本市区域内のすべての住宅・建築物を対象とします。特に、1981年5月31日以前に着工した住宅、特定既存耐震不適格建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の耐震化を図ります。

区分	内容	用途及び規模等
住宅	戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅	—
特定既存耐震不適格建築物 （促進法第14条）	既存耐震不適格建築物 ^{※1} であって、次に掲げる建築物（要安全確認計画記載建築物を除く。）	
1 第1号	多数の者が利用する建築物	P48 参照
2 第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	P49 参照
3 第3号	その敷地が県計画又は本計画に記載された道路に接する通行障害建築物 ^{※2}	P50 参照
耐震診断義務付け対象建築物		
要緊急安全確認大規模建築物 （促進法附則第3条）	既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある次に掲げる大規模な建築物（耐震不明建築物 ^{※3} に限る。）	
1 第1項第1号	不特定かつ多数の者が利用する建築物	P52 参照
2 第1項第2号	地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物	
3 第1項第3号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	
要安全確認計画記載建築物 （促進法第7条）	既存耐震不適格建築物であって、次に掲げる建築物（耐震不明建築物 ^{※3} に限る。）	
1 第1号	県計画に記載された災害時に公益上必要な建築物	P53 参照
2 第2号	その敷地が県計画に記載された耐震診断義務付け道路に面する通行障害建築物 ^{※2}	
3 第3号	その敷地が本計画に記載された道路に接する通行障害建築物 ^{※2} （第2号を除く）	

※1 既存耐震不適格建築物…耐震関係規定に適合しない建築物で、建築基準法第3条2項の適用を受けているもの

※2 通行障害建築物…地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

※3 耐震不明建築物…1981年5月31日以前に新築工事に着手した建築物

ア 特定既存耐震不適格建築物

(ア) 多数の者が利用する建築物

対象となる建築物の用途及び規模は、次の表のとおりです。(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(以下、この章において「政令」という。)第6条より)

用途	規模
幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所	階数2以上かつ500㎡以上
小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校の前期課程・特別支援学校 (以下「小学校等」という。)	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
老人ホーム・老人短期入所施設・福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター・児童厚生施設・身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
学校(幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校等を除く) ボーリング場・スケート場・水泳場その他これらに類する運動施設 病院・診療所 劇場・観覧場・映画館・演芸場 集会場・公会堂 展示場 卸売市場 百貨店・マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ホテル・旅館 賃貸住宅※(共同住宅に限る)・寄宿舍・下宿 事務所 博物館・美術館・図書館 遊技場 公衆浴場 飲食店・キャバレー・料理店・ナイトクラブ・ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店・質屋・貸衣装屋・銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 工場 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 保健所・税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上
体育館	階数1以上かつ1,000㎡以上

※ 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

- (イ) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
対象となる危険物の種類及び数量は、次の表のとおりです。（政令第7条より）

危険物の種類		数量
火薬類	火薬	10 t 以上
	爆薬	5 t 以上
	工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個以上
	銃用雷管	500 万個以上
	実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個以上
	導爆線又は導火線	500 km以上
	信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 t 以上
	その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量以上
石油類、消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）		危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量以上
危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類		30 t 以上
危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類		20 m ³ 以上
マッチ		300 マッチ t [※] 以上
可燃性ガス（圧縮ガス、液化ガスを除く）		2 万 m ³ 以上
圧縮ガス		20 万 m ³ 以上
液化ガス		2,000 t 以上
毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）		20 t 以上
毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）		200 t 以上

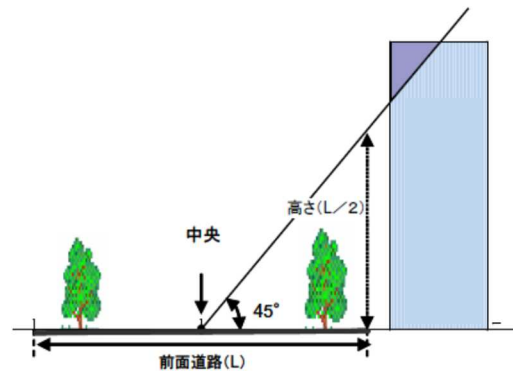
※マッチ t…マッチの計量単位。1 マッチ t は、並型マッチ（56×36×17 mm）で、7,200 個、約 120 kg。

(ウ) 通行障害建築物

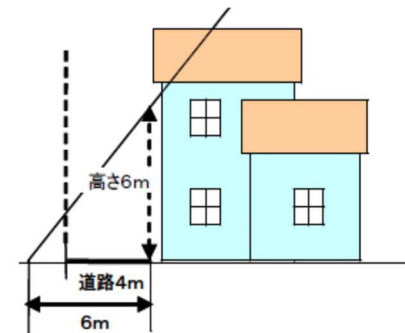
対象となる建築物は、「地震発生時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物です。

■通行障害建築物の基準

【道路幅員が12mを超える場合】



【道路幅員が12m以下の場合】



地震発生時に通行を確保すべき道路

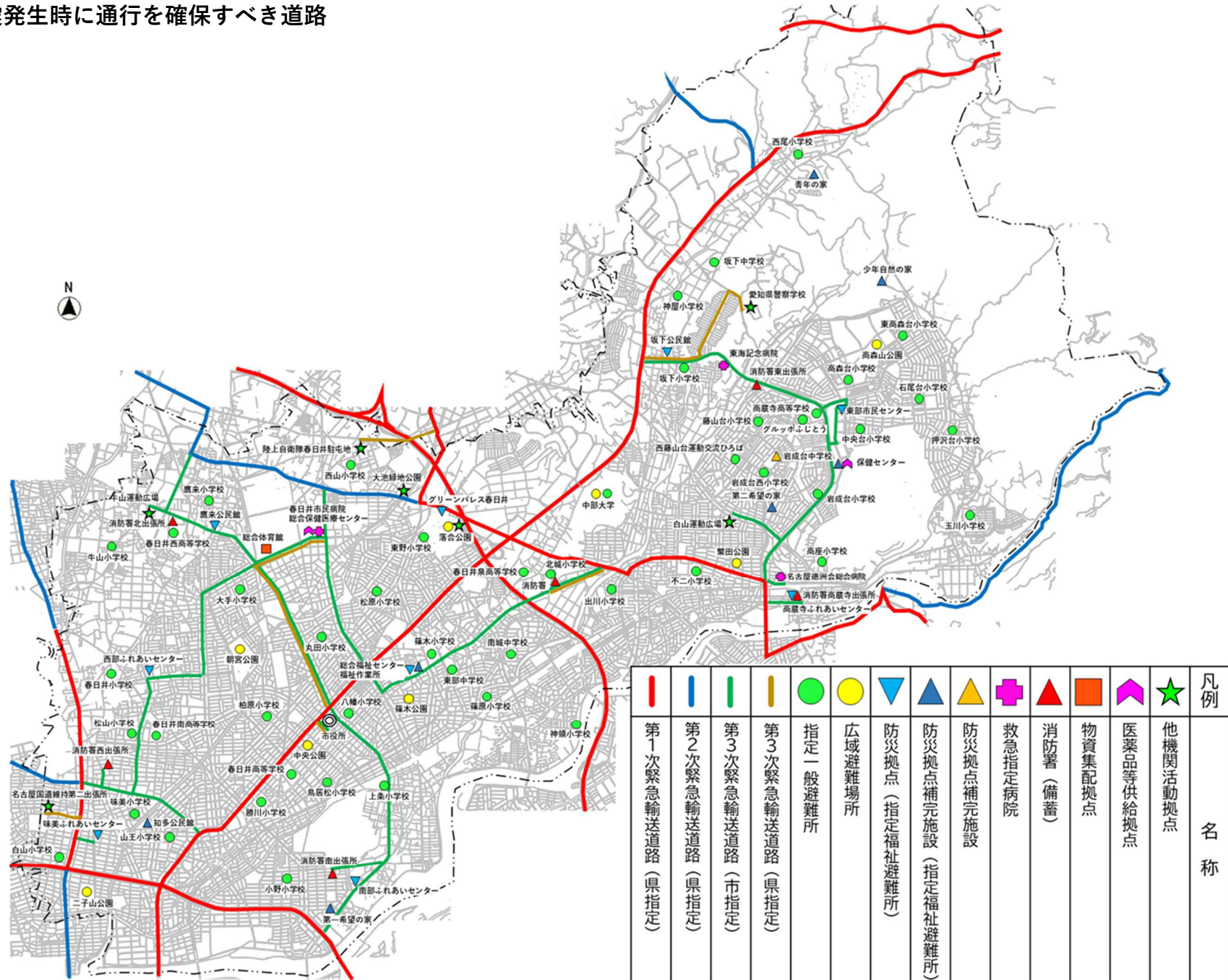
- 1 県指定緊急輸送道路（促進法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定める道路）

地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するためにあらかじめ指定する道路で、愛知県地域防災計画に記載されている第1次、第2次緊急輸送道路及び第3次緊急輸送道路（春日井市地域防災計画に記載された第3次緊急輸送道路（市指定）を除く。）とします。

- 2 市指定緊急輸送道路（促進法第6条第3項第2号の規定に基づき定める道路）

第1次、第2次緊急輸送道路と防災拠点等を連絡し、地区内の緊急輸送を担うことを目的に設定される道路で「春日井市地域防災計画」に記載された第3次緊急輸送道路（市指定）とします。

■地震発生時に通行を確保すべき道路



イ 要緊急安全確認大規模建築物

対象となる建築物の用途及び規模は、次の表のとおりです。（政令附則第2条より）

用途	規模
幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所	階数2以上かつ1,500㎡以上
小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校の前期課程・特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上
老人ホーム・老人短期入所施設・福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター・児童厚生施設・身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場・スケート場・水泳場その他これらに類する運動施設 病院・診療所 劇場・観覧場・映画館・演芸場 集会場・公会堂 展示場 百貨店・マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ホテル・旅館 博物館・美術館・図書館 遊技場 公衆浴場 飲食店・キャバレー・料理店・ナイトクラブ・ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店・質屋・貸衣装屋・銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る） 保健所・税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ5,000㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるものに限る）	階数1以上かつ5,000㎡以上
一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）

ウ 要安全確認計画記載建築物

対象となる建築物の種類は次の表のとおりです。建築物の所有者は、耐震診断を行いその結果を報告することが義務付けられています。

建築物の種類	
災害時に公益上必要な 既存耐震不適格建築物	県計画により耐震診断が義務付けられ、愛知県地域防災計画及び愛知県医療圏保健医療計画に記載された次の耐震不明建築物 ア 指定避難所（耐震性があると確認されたものを除く。） イ 災害拠点病院及び病院群輪番制参加病院で、診療機能を有する建築物
通行障害既存耐震不適格建築物	愛知県により指定され、県計画に耐震診断が義務付けられることが記載された道路に接する耐震不明建築物で、一定の高さを超えるもの 本市により指定され、本計画に耐震診断が義務付けられることが記載された道路に接する耐震不明建築物で、一定の高さを超えるもの（上記の建築物を除く。）

※本計画区域内において、通行障害既存耐震不適格建築物に該当する組積造の塀は、2026年3月時点でありません。

（２）耐震化の現状

ア 住宅

（単位：戸）

分類	新耐震住宅 （耐震性あり） ①	旧耐震住宅		耐震性のある 住宅 （①＋②）	耐震化率
		耐震性あり②	耐震性なし		
戸建住宅	56,761	10,127	6,524	66,888	91.1%
共同住宅	45,417	7,279	3,728	52,696	93.4%
計	102,178	17,406	10,252	119,584	92.1%
		129,836			

【耐震化率の推計について】

- ・前回までは固定資産税課税台帳を基に住宅・土地統計調査（総務省統計局）の数値を用いて推計していましたが、今回は、計画全体の参照数値を統一するため、令和5年住宅・土地統計調査の数値を基に耐震化率を算出した上で、固定資産税課税台帳の数値により補正を行い、2025年10月時点として推計しました。
- ・旧耐震住宅の「耐震性あり」推計については、住宅・土地統計調査における愛知県の結果を利用しました。

住宅の耐震化率の推移

平成19年
(2007年)

77.6%



平成24年
(2012年)

84.2%



令和2年
(2020年)

89.9%



令和7年
(2025年)

92.1%

イ 多数の者が利用する建築物（耐震不明建築物）

※2025年4月現在（単位：棟）

分類	2012年			2020年			2025年		
		耐震性あり	耐震性なし		耐震性あり	耐震性なし		耐震性あり	耐震性なし
公共建築物	165	118	47	158	155	3	150	150	0
うち市有建築物	112	81	31	108	107	1	106	106	0
民間建築物	322	166	156	288	200	88	270	192	78
合計	487	284	203	446	355	91	420	342	78

ウ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震不明建築物）

分類	2012年	2020年	2025年
危険物貯蔵・処理施設	18	16	9

※2025年4月現在（単位：棟）

エ 通行障害建築物（耐震不明建築物）

※2025年4月現在（単位：棟）

分類	2012年	2020年	2025年
第1次・第2次緊急輸送道路沿道（県指定）	51	46	39
第3次緊急輸送道路沿道（県・市指定）	104	92	47
合計	155	138	86

オ 要緊急安全確認大規模建築物

※2025年4月現在（単位：棟）

分類	2015年		2020年		2025年	
	耐震性あり	耐震性なし	耐震性あり	耐震性なし	耐震性あり	耐震性なし
百貨店・マーケットその他の物品販売業を営む店舗	0	1	0	0	0	0
遊技場	0	1	0	1	0	0
保健所・税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	0	1	0	1	0	0

カ 要安全確認計画記載建築物（県計画により報告が義務付けされた建築物数）

※2025年4月現在（単位：棟）

分類	2020年		2025年	
災害時に公益上必要な建築物	0		0	
通行障害既存耐震不適格建築物	12	耐震性なし 7	8	耐震性なし 6
		耐震性あり 3		耐震性あり 2
		不明 2		不明 0

(3) 耐震化の課題

現 状

■社会状況

- ・大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がってきています。特に、南海トラフ地震については、その発生の切迫性が指摘され、東日本大震災を上回る被害が想定されています。そのため、**効果的かつ効率的に住宅・建築物の耐震改修等を実施**することが求められています。
- ・本市の住宅の耐震化率は、2008年（平成20年）の計画策定時から向上してきているものの、2025年度までに95%とした目標には達していません。

■耐震相談会案内に伴うアンケート調査

- ・過去に住宅の無料耐震診断を受けて、耐震改修を行っていない人を対象としたアンケート調査では、**耐震改修の予定が無い**とした人の理由として、**年齢的な問題**が最も多く、次に**金銭的な問題**となっており、この2つが全体の86.4%を占めています。



課 題

【課題1】普及・啓発の強化

- ・耐震化に消極的な所有者（特に高齢者）に対し、耐震化が図られていないことへの**危険性を再度認知**してもらうため、効果的な**普及啓発**の取組が必要になります。
- ・**耐震診断から耐震改修へとつなぐ**、効果的な手法の検討をする必要があります。
- ・耐震化に限らず**減災化**を含めた有用な情報が所有者に伝わるような情報発信や体制づくりが必要になります。

【課題2】耐震化・減災化の促進

- ・建設工事費の値上がりなどにより、耐震化の費用対効果が低くなってきています。所有者に対する低コスト工法の情報提供に加え、事業者に対しても耐震化の意識啓発や**低コスト工法の理解・技術向上**に向けた取組が必要になります。
- ・建物所有者に向けて、耐震性の不足する住宅・建築物の改修・除却・建て替えを促進するための取組及び支援体制の強化が必要です。

3 耐震化・減災化の目標

阪神・淡路大震災では、死者数が6,434人にのぼり、死因の多くは家屋や家具等の倒壊による圧死とされています。また、倒壊した住宅・建築物が道路を閉塞したことにより、スムーズな消火・救助活動や避難行動が妨げられ、被害が拡大しました。

住宅・建築物の耐震化は、**市民の生活や都市機能の基盤**となるものであり、**市民の生命や生活を守る**ことができることから、国の基本方針や、県計画と整合を図りながら、次のとおり取組方針の目標を定め、必要な支援や指導等を継続します。

(1) 住宅

住宅については、**2035年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消**することを目標とします。

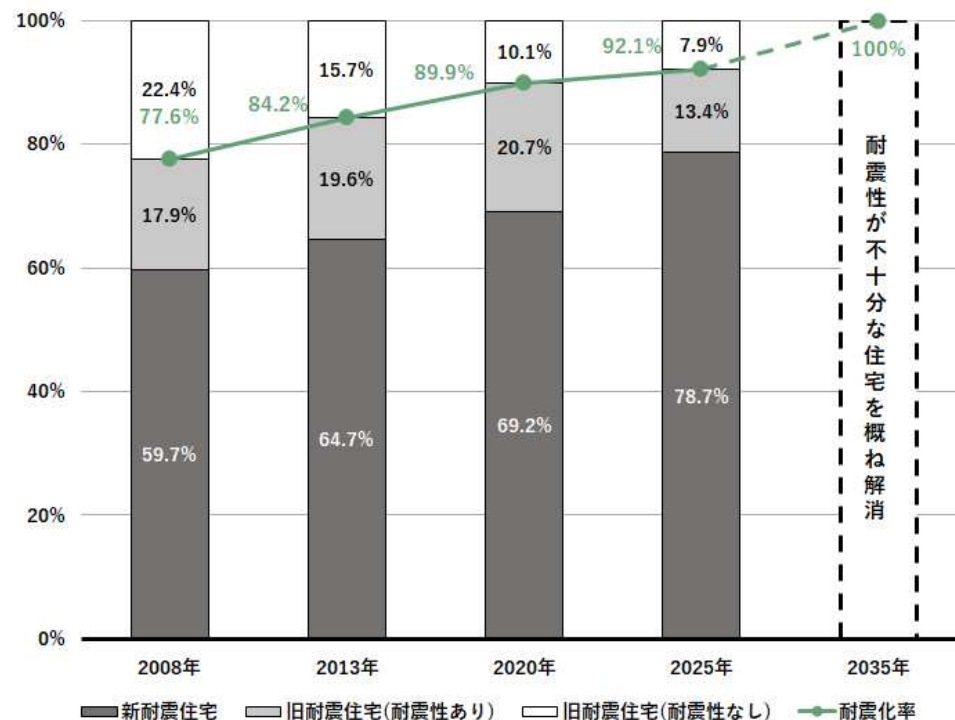
(2) 耐震診断義務付け対象建築物

耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物）について、要緊急安全確認大規模建築物については、解消が達成されています。また、要安全確認計画記載建築物については、**2030年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消**することを目標とします。

(3) 住宅・建築物の減災化

過去の地震災害においては、住宅の倒壊は免れたものの、家具の転倒・移動等による負傷や、ブロック塀の倒壊による死傷等が報告されています。また、耐震診断は行うものの、費用負担の大きさを感じるなどで耐震改修工事を断念するケースもあることから、住宅・建築物の「耐震化」だけでなく、「**減災化**」に資する施策を継続することで、「住宅・建築物は損傷したとしても、市民の生命を守る」ことを目標とします。

■住宅数と耐震化率の推移

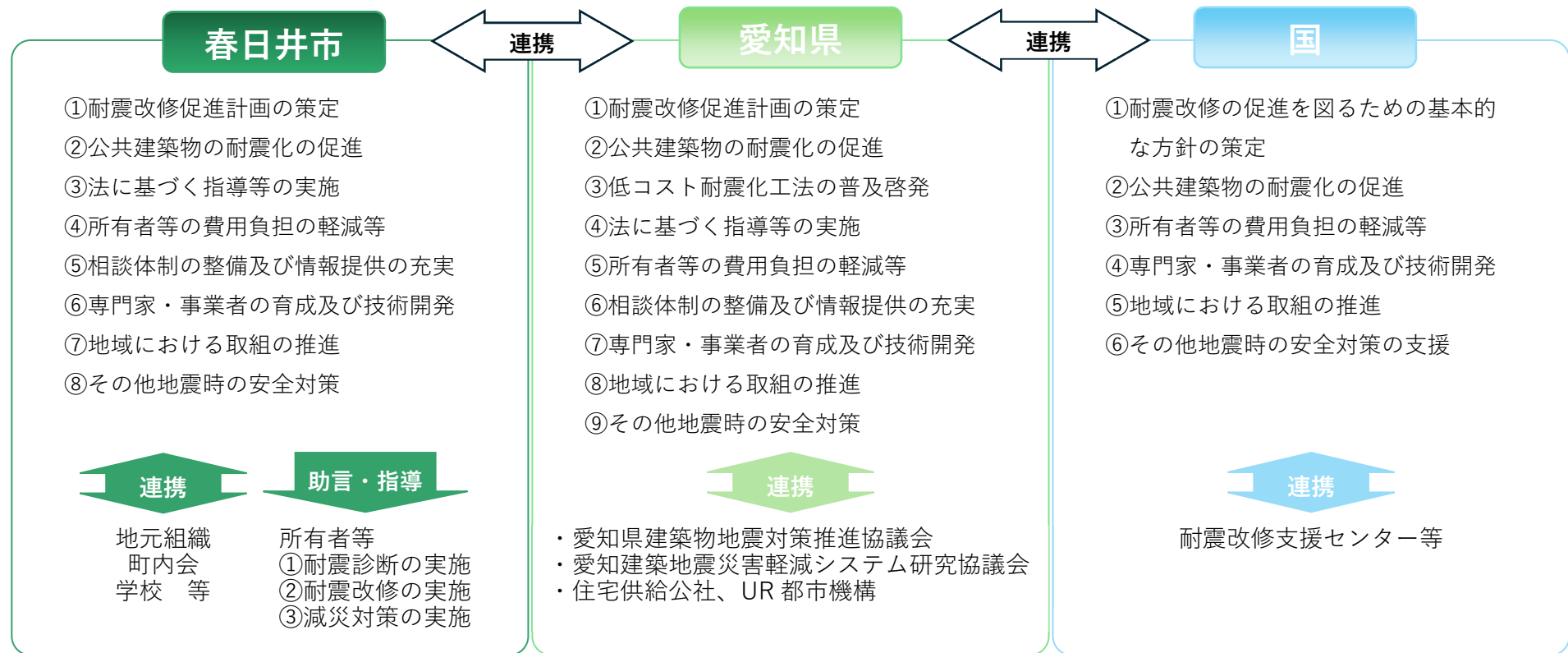


出典：住宅・土地統計調査（各年）より推計

4 耐震化・減災化を図るための取組

(1) 推進体制

住宅・建築物の耐震化・減災化を促進するためには、その所有者等が自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。本市、県及び国は、次のとおり役割分担を図りながら、所有者等にとって耐震化・減災化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、所有者等の耐震化・減災化をできる限り支援します。



(2) 耐震化の促進

ア 補助制度

本市では、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修等に要する費用の一部を支援し、建物所有者等の経済的負担を軽減することで、耐震化・減災化の促進に努めます。また、国や県の動向を注視しながら、引き続き支援制度の拡充について検討します。

区分	メニュー	概要
木造住宅	木造住宅 無料耐震診断	①1981年5月31日以前に着工された在来軸組構法、伝統構法の住宅 ②現在居住している住宅 ③一戸建て住宅や長屋住宅、併用住宅（借家を含む）
	木造住宅 耐震改修等事業費補助	市の実施した無料耐震診断の結果が1.0未満の木造住宅について、判定値を1.0以上とする耐震補強設計及び耐震改修工事（ただし、耐震改修工事に着手する前の判定値に0.3を加算した数値以上にする工事）費用の一部を補助
	木造住宅 段階的耐震改修費補助	一段目 市の実施した無料耐震診断の結果が1.0未満の木造住宅について、 ①判定値が0.4以下の場合 判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その一部を工事することにより、判定値を0.7以上1.0未満とする工事費用の一部を補助 ②判定値が1.0未満の場合 判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、1階の判定値を1.0以上にする工事費用の一部を補助 二段目 一段目耐震改修工事に係る補助金の交付を受けた住宅について、補強計画に基づき、判定値を1.0以上とする工事費用の一部を補助
	木造住宅 除却費補助	市の実施した無料耐震診断の結果が1.0未満の木造住宅又は容易な耐震診断調査票により倒壊の危険性があると判断される木造住宅について、除却費用の一部を補助

区分	メニュー	概要
非木造住宅	非木造住宅 耐震診断費補助	1981年5月31日以前に着工された非木造の一戸建て住宅、長屋及び共同住宅、併用住宅※ ¹ 、マンション※ ² （国・地方公共団体等公の機関が所有するものを除く）について、耐震診断費用の一部を補助
	非木造住宅 耐震改修設計費補助	1981年5月31日以前に着工されたマンションについて、耐震改修設計費用の一部を補助
	非木造住宅 耐震改修工事費補助	1981年5月31日以前に着工された非木造の一戸建て住宅、長屋及び共同住宅、併用住宅※ ¹ 、マンション※ ² （国・地方公共団体等公の機関が所有するものを除く）について、耐震改修工事費用の一部を補助

※1 併用住宅：店舗等の用途の面積が延べ面積の1/2未満のもの

※2 マンション：耐火建築物又は準耐火建築物、延べ面積1,000㎡以上、かつ地階を除く階数が原則3階以上であること

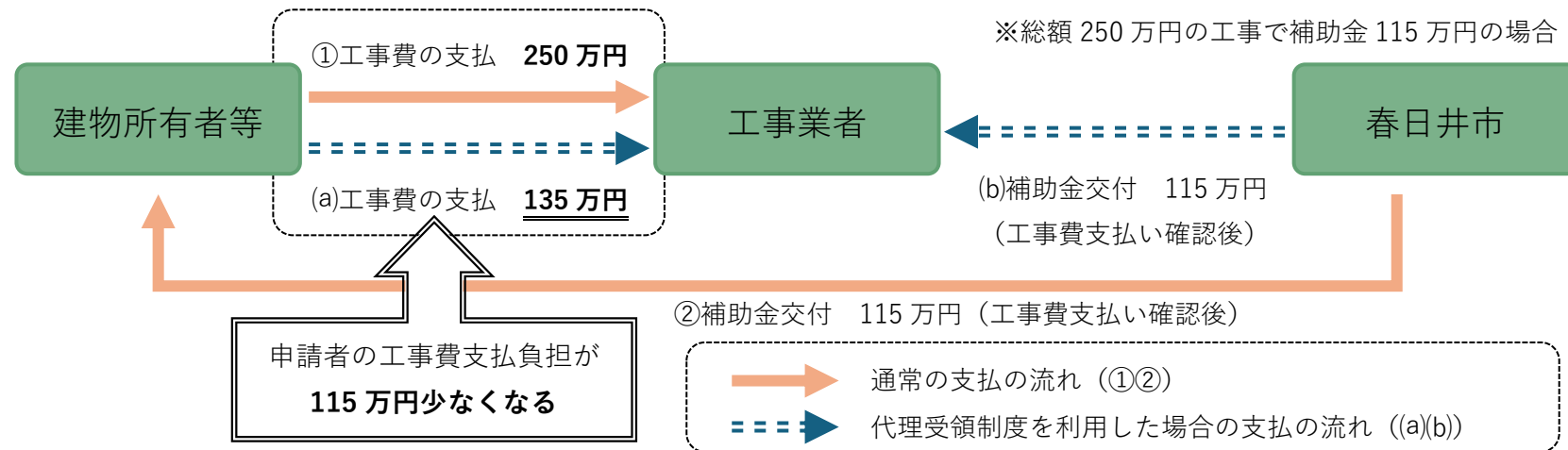
区分	メニュー	概要
建築物	建築物耐震診断費補助	1981年5月31日以前に着工された市地域防災計画及び県地域防災計画に定める避難所、救急病院又は救急診療所について、耐震診断費用の一部を補助
	コミュニティ集会施設 耐震診断費補助	区・町内会・自治会などの地域が管理するコミュニティ集会施設について、耐震診断費用の一部を補助
	要安全確認計画記載建築物 除却費補助	要安全確認計画記載建築物のうち、耐震診断の結果安全な構造でないと判断され、市に結果が報告された建築物について、除却費用の一部を補助
	耐震診断義務化建築物 耐震改修事業補助	①要緊急安全確認大規模建築物について、耐震改修工事費用の一部を補助 ②要安全確認計画記載建築物について、耐震改修設計費用及び耐震改修工事費用の一部を補助

区分	メニュー	概要
その他	ブロック塀等撤去費補助	公道等に面する高さ1m以上のブロック塀等（公道等と敷地地盤面の高さが異なる場合は、避難路からの高さが1m以上で、かつ敷地地盤面からの高さが60cmを超えるブロック塀等）について、撤去、運搬及び処分する工事に要する費用の一部を補助
	耐震シェルター整備費補助	市の実施した無料耐震診断の結果が1.0未満の木造住宅について、耐震シェルターの購入、運搬及び整備並びに床の補強工事に要する費用の一部を補助

イ 代理受領制度

本市では、2020 年から補助制度における代理受領制度を運用しています。

代理受領制度は、建築物所有者等が本市の補助金を受けて耐震改修工事等を行う場合に、工事業等者に補助金の受領を委任することで、工事業等者が直接補助金を受領することができる制度です。建物所有者等の当初の費用負担を軽減することで、耐震化・減災化の促進に努めます。



ウ 融資制度

独立行政法人住宅金融支援機構では、耐震改修リフォーム融資や高齢者向けのリバースモーゲージ型融資等を実施しています。利息の低減により所有者負担がなく耐震改修工事を実施することができる場合もあるため、建物所有者のニーズに応じた支援が受けられるよう、独立行政法人住宅金融支援機構と連携を図り耐震化の促進に努めます。

エ 耐震改修促進税制

住宅・建築物の耐震化を促進するため、一定の住宅・建築物の耐震改修を行った場合に所得税、固定資産税その他の税の税額について、控除・減額等の措置が講じられています。本市はこれらの税制措置を円滑に活用できるよう広く情報提供を行っていきます。

(3) 減災化の促進

ア 窓ガラス・天井の落下防止対策

窓ガラスや建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により、避難者や通行人、あるいは、建築物内の人に被害を与える危険性があります。そのため、窓ガラスやつり下げ天井等の落下による危険性も含めて広報誌やホームページ、パンフレット等で市民に周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていきます。

市有建築物については、対策が必要となる施設のつり下げ天井の落下防止対策を進めるとともに、窓ガラスや外壁タイルについても必要な対策に努めます。

イ エレベーターの安全対策

近年、地震発生時において、多くのビルで使用されているエレベーターの緊急異常停止が発生し、エレベーター内に人が閉じ込められる事例が発生しています。

地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処法について周知を図るとともに、愛知県・関係団体と協力して地震発生時における安全装置の設置を促進していきます。

ウ ブロック塀等の安全対策

ブロック塀等の倒壊は、人的被害の危険性や、道路閉塞によって避難路の確保や救援の妨げになります。ブロック塀等の危険性について市民への周知を図り、市内における住宅や事業所等から春日井市地域防災計画に記載している指定避難所や指定緊急避難場所等へ至る経路を避難路とし、ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、撤去に要する費用の一部の支援を継続します。

また、通学路の安全点検や専門家の窓口を紹介する等、危険なブロック塀を減らす取り組みを進めます。

エ 家具の転倒防止対策

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具等の転倒防止対策が行われていない場合、死傷の原因になったり、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。そのため、誰でもすぐに取り組める地震対策として、家具の転倒防止に関する知識を広報誌やインターネットを活用して市民に周知し、地域主体による家具の安全対策の取組を推進していきます。

また、春日井市社会福祉協議会では、要配慮者となる高齢者等の世帯を対象に「高齢者等家具転倒防止器具の取り付け」を行い、家具の転倒防止対策を行っています。

■倒壊したブロック塀



出典：(一社)消防防災科学センター

対象世帯	・ 65 歳以上のひとり暮らし高齢者世帯 ・ 65 歳以上の高齢者のみの世帯 ・ 障がい者のみの世帯 ・ 65 歳以上の高齢者と障がい者のみの世帯	内容	寝室・居間・食堂等に設置してある家具（タンス、食器棚、書棚、冷蔵庫）の地震による転倒を防止するため、転倒防止器具を取り付けるもの
		費用	取付器具代

オ 耐震シェルター設置の促進

住宅倒壊から人命を守るため、安価な工法による寝室等の個室補強の手段として、耐震シェルターの整備を推進していきます。

(4) 耐震化・減災化に向けた環境整備

ア 耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実

本市では、住宅・建築物の耐震化をはじめとした相談窓口を設置し、市民相談コーナーでも、耐震対策や建物の新築、リフォームなどについての建築相談を（公社）愛知建築士会春日井支部の協力をいただきながら受け付けています。

また、愛知県建築物地震対策推進協議会による「あいち耐震改修ポータルサイト」において、あいち耐震改修推進事業者制度に基づき、耐震改修の設計者や施工者のリストを公開しています。

今後もこれらの取組を継続しながら、「安心して相談できる・任せられる」体制の整備に努めます。

イ 春日井市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの運用

本計画に定めた住宅の耐震化の目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減や、耐震診断実施者に対する啓発、改修事業者の技術力向上、住民への周知・普及等の充実を図るため、「春日井市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定しています。

本プログラムは、毎年度、住宅の耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進するため、適切に運用していきます。

ウ 愛知県建築物地震対策推進協議会の取組の紹介

愛知県では、「建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、愛知県、本市を含む県内全市町村及び公益社団法人愛知建築士会をはじめ 11 の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」（以下「推進協議会」という。）が設置されています。

今後も推進協議会と連携し、建築物の所有者等に対する啓発・普及活動や、専門家の育成を一層推進していきます。

(ア) パンフレット・インターネット等による情報提供

推進協議会では、あいち耐震改修 N 倍プロジェクト※を進めており、木造住宅の無料耐震診断の周知リーフレットや耐震化を呼びかけるパンフレットを配布するとともに、市町村補助木造住宅耐震改修工事実施事業者一覧及びあいち耐震改修推進事業者リストの公表など住宅・建築物の耐震化に関する情報をインターネットにより提供しています。

※耐震改修事業者（設計者・施工者）と行政（県・市町村）が連携して、耐震改修を強力に進めていくため、耐震改修推進事業者の周知、耐震改修に係る技術講習の開催、耐震推進事業者を支援するツールの作成、あいち耐震改修ポータルサイトの運営など、耐震改修を進めるための様々な取組

(イ) 関連技術者等の情報提供

推進協議会では、木造住宅の耐震化が的確に実施されるよう、「愛知県木造住宅耐震診断マニュアル」を作成しており、このマニュアル等を教材として「木造住宅耐震診断員養成講習会」を実施し、関連技術者等の資質の向上を図っています。

■耐震改修を推進する取組



出典：あいち耐震改修ポータルサイト



あいち耐震改修推進事業者専用で、あいち耐震改修推進事業者の目印です。



木造住宅の耐震改修を進めるために日々努力する3きょうだいです。長女の設計士の「ぼおーサイ せな」（中央）、長男の大工の「ぼおーサイ すすむ」（右）、次男の公務員の「ぼおーサイ まなぶ」（左）です。
合言葉は、耐震改修まかせなサイ！

(5) 普及・啓発

住宅・建築物の耐震化を推進するためには、耐震診断を行い、その耐震性を的確に把握する必要があります。本市においては、木造住宅の無料耐震診断事業を開始した2002年度（平成14年度）から、広報春日井や市ホームページ、デジタルサイネージへの掲出等さまざまな機会を活用し啓発活動を行っています。

今後も、これらの活動に加え、SNSを活用した情報発信により、住宅・建築物の耐震化を促進します。

ア 地震防災マップの作成及び配布

市民や住宅・建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策を自らの問題・地域の問題として意識できるよう、地震による危険性の程度を示す地図（地震防災マップ）を作成し、情報提供を行っています。

地震防災マップを配布することにより、自宅やその近隣の地震時の危険性に対する理解を深めるとともに、市民の防災意識の向上を図り、耐震診断や耐震改修工事といった住宅・建築物の耐震化、及び住宅内の家具転倒防止対策や耐震シェルターの整備といった減災化に向けた取組を促進します。

イ 旧耐震基準の住宅・建築物の所有者への啓発

旧耐震基準の住宅・建築物の所有者に対し、補助制度の活用を促すため、ダイレクトメールを送付しています。また、木造住宅の無料耐震診断を受け、耐震改修の検討をしている方向けに耐震改修無料相談会を開催し、住宅の耐震化への働きかけを行っています。今後も、こうした取り組みを継続し、耐震改修等の促進に努めます。

ウ 新耐震基準の住宅の所有者への啓発

国は、1981年6月から2000年5月までに建築された木造住宅に対する耐震性を検証する方法として、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」を示すとともに、リフォーム等の機会をとらえ、接合部等の状況を確認することを推奨しております。本市は、新耐震基準導入以降の木造住宅を対象とした効率的な耐震診断方法の周知普及に努めるとともに、支援制度についても検討します。

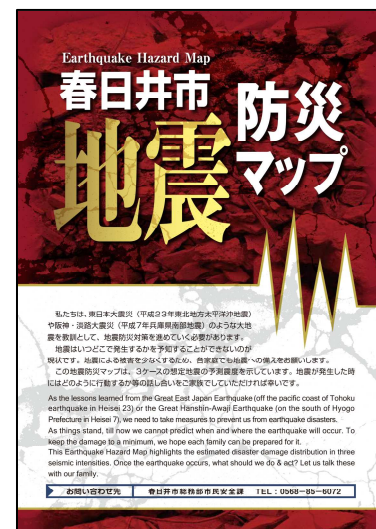
エ 低コスト耐震化工法の普及

住宅・建築物の耐震改修工事は費用が高額となることが多く、そのことが、耐震化が進まない要因の一つと考えられます。

愛知県、名古屋市、名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、建築関係団体等により設立された「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」では、低コスト耐震補強工法の評価・開発及びその普及に取り組んでおり、また評価委員会を開催し、耐震性が向上できる工法についての評価を行っています。

本市においても、これらの成果のPRを図り、住宅の所有者がより容易に耐震改修に取り組めるようにしていきます。また、耐震改修事業者に対しても、講習会等を通じ、低コスト耐震化工法の理解や技術向上に向けた普及を図ります。

■春日井市地震防災マップ ■耐震改修の啓発チラシ



■支援制度のポスター（2024年時点）



(6) 耐震改修計画等の認定

ア 耐震改修計画の認定

本市は所管行政庁として促進法第17条に基づく耐震改修計画の認定※を適切かつ速やかに行う必要があります。

愛知県と連携し多様な建築物についての耐震診断の審査や耐震改修計画の評定の技術水準の確保や耐震改修計画の迅速な認定につなげるため、建築構造専門家の協力を得て、耐震診断の審査や耐震改修計画の認定をします。

※「耐震改修計画の認定」……………建築物の3耐震改修をしようとする者は、促進法第17条の規定に基づき、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁（本市）へ提出することができます。本市は、法に定められた事項を確認し、計画の認定を行います。

イ 建築物の地震に対する安全性に係る認定

本市は所管行政庁として促進法第22条に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定※を適切かつ速やかに行うよう努めます。

なお、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な利用が得られるよう留意します。

※「建築物の地震に対する安全性に係る認定」……………建築物の所有者は、促進法第22条の規定に基づき、所管行政庁（本市）に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができます。本市は、耐震関係規定又は地震に対する安全性上これに準ずるものとして国土交通省大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定を行います。

ウ 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

春日井市は所管行政庁として促進法第25条に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定※を適切かつ速やかに行うよう努めます。

※「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」…耐震診断が行われた区分所有建築物の管理者等は、促進法第25条の規定に基づき、所管行政庁（本市）に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができます。本市は、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして、国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定を行います。

(7) 市有建築物の耐震化

本市が所有する特定既存耐震不適格建築物はありません。

それ以外で耐震基準に満たない市有建築物については、保全状態や将来的な利用方針を検討した上で、必要な耐震化を計画的に推進します。

(8) 民間建築物に対する指導等

特定既存耐震不適格建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、必要な場合に耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。また、要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、必要な場合は耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

本市は、所管行政庁として、要安全確認計画記載建築物については、当該建築物の所有者に対し、早期の耐震化を促進するため、指導・助言、指示、公表をしており、今後必要に応じて勧告・命令を行います。また、特定既存耐震不適格建築物については、所有者への通知等、早期の耐震化を促進するため、必要な対応をしていきます。

ア 指導等の対象となる建築物

指導・助言の対象となる建築物は、全ての既存耐震不適格建築物です。

指示、公表の対象となる建築物は、要安全確認計画記載建築物及び促進法第15条第2項に規定された特定既存耐震不適格建築物です。

※2025年4月現在（単位：棟）

指示等の対象となる特定既存耐震不適格建築物棟数 （促進法第15条第2項に規定された建築物）	対象棟数
病院・劇場・観覧場・集会場・展示場・百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物	6 棟
小学校・老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物	1 棟
火薬類・石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する特定既存耐震不適格建築物	2 棟
その敷地が促進法第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により県計画に記載された道路又は促進法第6条第3項の規定により本計画に記載された道路に接する通行障害建築物である特定既存耐震不適格建築物	86 棟

耐震改修促進法における指導等の対象となる規模等一覧

用途	促進法第14条の所有者の努力義務及び促進法第15条第1項の指導・助言の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	促進法第15条第2項の指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件
幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校の前期課程・特別支援学校（以下「小学校等」という。）	階数2以上かつ1,000㎡以上 （屋内運動場の面積を含む）	1,500㎡以上 （屋内運動場の面積を含む）
老人ホーム・老人短期入所施設・福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
老人福祉センター・児童厚生施設・身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
学校（幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校等を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ボーリング場・スケート場・水泳場その他これらに類する運動施設		
病院・診療所		
劇場・観覧場・映画館・演芸場		
集会場・公会堂		
展示場		2,000㎡以上
卸売市場		
百貨店・マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル・旅館		2,000㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る）・寄宿舍・下宿		
事務所		
博物館・美術館・図書館		2,000㎡以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店・キャバレー・料理店・ナイトクラブ・ダンスホール その他これらに類するもの		2,000㎡以上
理髪店・質屋・貸衣装屋・銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		

用途	促進法第14条の所有者の努力義務及び促進法第15条第1項の指導・助言の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	促進法第15条第2項の指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるもの）		
保健所・税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理するすべての施設	500㎡以上
その敷地が促進法第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により県耐震改修促進計画に記載された道路又は促進法第6条3項の規定により本計画に記載された道路に接する通行障害建築物	すべての建築物	

イ 指導等の実施

(ア) 周知・啓発

耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対し、耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図ります。

その他の既存耐震不適格建築物の所有者に対しても、耐震診断の必要性や耐震改修の重要性について市ホームページ等により周知・啓発を行っていきます。

(イ) 指導・助言

既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、必要な指導及び助言を行います。

(ウ) 指示・公表

耐震診断義務付け対象建築物及び一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物について必要な耐震診断及び耐震改修が行われていないと認めるときは、所有者に対して必要な指示を行います。

また、所有者が正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、「指示に従わない旨の公表」を行うことを通知し、公表することが妥当であると判断された場合は公表を行います。なお、指示等を行ったにもかかわらず、耐震改修等を行わない診断義務付け対象建築物等のうち、倒壊の危険性が極めて高いと判断されるものの所有者に対しては、当該建築物の除却、改築、使用制限その他保安上必要な措置をとることを、建築基準法に基づき勧告・命令します。

